

福島空港供用規程

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、福島空港供用規程を次のとおり定める。

第1章 福島空港が提供するサービスの内容 （運用時間等）

- 第1条 福島空港の運用時間 8：00～21：00（13時間）
ただし、運用時間の変更については、福島空港条例（平成4年福島県条例第101号）の定めるところによる。
- 2 空港駐車場の運用時間 5：30～21：30（到着に遅れがあった場合は、最終便の到着後40分後）
- 3 空港ターミナルビルの営業時間 6：30～21：00（到着に遅れがあった場合は、最終便の到着後40分後）
- 4 貨物取扱施設の営業時間 7：00～21：00
- 5 給油施設の営業時間 8：00～21：00

（福島空港の概要）

- 第2条 滑走路の本数（長さ×幅） 1本（2,500m×60m）
- 2 単車輪荷重 43t
- 3 エプロン 6バース（大型ジェット機用：2、中型ジェット機用：2、小型ジェット機用：2）
- 4 計器着陸用施設（ILS）の有無と運用カテゴリ
カテゴリ I（精密進入灯火）

（福島空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第3条 次に掲げる福島空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- (1) 総合案内所、観光情報、その他の福島空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- (2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の福島空港に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福島空港が提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、福島空港条例（平成4年福島県条例第101号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月27日から施行する。